2019年度 縮刷版

第 334 号	還付金詐欺に注意 ATM で還付金はもらえません
第 335 号	コインパーキングの表示をしっかり確認しましょう
第 336 号	いつの間にか切り替えに 電気の契約切り替えトラブル
第 337 号	水漏れ!広告では「見積もり無料」でも、作業費は請求!?
第 338 号	点検のはずが…強引なシロアリ駆除サービスの勧誘
第 339 号	ドライブレコーダーの映像は定期的に確認!
第 340 号	使用中に偽の警告表示! 慌てて事業者に連絡しないで
第 341 号	出火することも! 電気コードの取扱いに注意
第 342 号	固定電話が使えなくなる? IP網への移行に便乗した
	勧誘に注意
第 343 号	慌てないで! 災害後の住宅修理トラブル
第 344 号	最新スマホが100円? 実は有料サービスの申し込み
	だった
第 345 号	歯科インプラント治療・十分理解してから受けましょう
第 346 号	消費税率引き上げに便乗した詐欺に注意
第 347 号	マルチ取引の勧誘 障がい者同士のあいだにも
第 348 号	入院することも! 脚立・はしごからの転落に注意
第 349 号	フリマサービス トラブルは個人間で解決?
第 350 号	消費生活センター 一人で悩まず、気軽に相談を
第 351 号	暖房器具に昨シーズンの灯油を使わないで
第 352 号	高齢者サポートサービス 契約前に十分な検討を
第 353 号	衣服に火がつく! 着衣着火に注意
第 354 号	深刻な高齢者の消費者被害 見守りで防止しましょう
第 355 号	まつ毛美容液 目の痛みや契約トラブルも
第 356 号	家電量販店でカードが使われた!? 不審な電話に注意
第 357 号	えっ! 通信販売 クーリング・オフできないの?
第 358 号	スチームクリーナーでやけど 取り扱いに気をつけましょう
第 359 号	「解約保証」のはずが…定期購入トラブルに注意
第 360 号	住宅用火災警報器の寿命は10年が目安です

新型コロナウイルス 正確な情報をもとに冷静な対応を

安易な気持ちで行かないで 着物の強引な勧誘に注意



第 361 号

第 362 号

還付金詐欺に注意 ATMで還付金は もらえません





- ●「お金が返ってくるので ATM に行くように」という電話があったら還付金詐欺です。 相手にせず、 すぐに電話を切ってください。
- ●役所などの公的機関や金融機関などの職員が ATM の操作をするように連絡することは絶対にありません。
- ●銀行店舗の ATM ではなく、操作の様子が周囲の目に付きにくいスーパーや 駅などの ATM へ誘導するケースが見られます。
- ●ATM の操作の際に、振込金額を「暗証番号」「受付番号」と言ったり、振り 込みボタンを自分の口座への振り込みだと誤信させたりして、自分の口座へ 振込手続きをしているように言葉巧みに錯覚させるのが手口です。
- ●お金が返ってくるなどという電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)。

コインパーキングの表示をしっかり確認しましょう

看板に「24時間最大〇〇円」と書いてあるコインパーキングに 駐車して約10時間後に精算したら、 5,900円の料金が表示された。 よく見ると区画によっては割引が されないと書いてあり、さらに 駐車場所を見ると、車止めに その旨が書いてあった。 車止めは、駐車した後は 車に隠れるのでほとんど 気づくことができない。もっと 分かりやすく表示すべきだ。



ひとこと助言

(60歳代 男性)



- ●コインパーキングの料金表示が分かりにくく、思っていた以上の料金を請求 されたという相談が寄せられています。
- ●大きな表示だけでなく、可能な範囲で入り口付近や精算機付近の詳細案内に目を通し、入庫前に利用料金やその他利用条件を確認しましょう。24時間最大料金は千円~2千円程度に設定されていることが多いですが、その適用には、回数や場所、時間帯等に細かい条件が付いていることが多く注意が必要です。
- ●「ゴールデンウィーク、年末年始、イベント開催時等の混雑時は特別料金だった」 というケースも見られます。「特別料金が設定されていないか」「最大料金の適用 外でないか」等をもう一度確認しましょう。
- ●困ったときには、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください (消費者ホットライン188)。

知らない事業者から「今よりも 電気料金が安くなる。電気料金の 明細を教えてほしい」と電話があった。 よく分からずに言われるまま検針票に 書かれた番号などの情報を伝えると、

封書が届いた。数日後、「書類は届いて 検針票の 番号は? 000 -XXXX ©Kurosaki Ger

いるかと電話があり、そこで 初めて封書は電気契約の 切り替え手続きの書類

であったこと、1週間前の 電話で契約の申込みを したことになっていた ことが分かった。

(60 歳代 女性)

いつの間にか切り替えに 電気の契約切り替えトラブル



- ●電力の小売全面自由化以降、電話勧誘による電力切り替えに関するトラブルの 相談が寄せられています。
- ●電力会社等から電話を受けた際は、事業者名や内容をよく確認し、必要 なければきっぱり断りましょう。
- ●切り替えに必要な住所や供給地点特定番号等の情報は、現在契約している。 会社が発行する検針票に記載されています。検針票の記載情報を伝えた ところ、勝手に別の会社への切り替え手続きをされていたというケースも あります。安易に検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。
- ●困ったときは、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等(消費者 ホットライン 188)、もしくは経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の 相談窓口(03-3501-5725)にご相談ください。

水漏れ!広告では 「見積もり無料」でも、 作業費は請求!?

蛇口から水が漏れたので「見積もり・出張

無料」と書かれたチラシの事業者に見積もりを依頼

した。来訪した事業者は「詳しい見積もりのため

水道管の内部を見る」と蛇口を取り外し、

「内部の状態もよくない。給水設備

全体の交換が必要」と50万円の

見積書を出した。「高額なのですぐに

は返事できない」と言ったら、蛇口を

取り外したまま帰った。後刻電話で

工事を**断った**ところ、「断るなら

蛇口取り外し料金約2万

──を支払って」と言われた。

(70歳代 女性)





- ●広告に「見積もり無料」とあったのに、実際は調査費や見積もりにかかった作業 費等を請求されたという相談が寄せられています。
- ●広告をうのみにせず、見積もりに来てもらう場合は見積もりにあたって料金は 発生するのか、キャンセル料が発生するのか等を、あらかじめ確認することが 大切です。
- ●事業者に契約をせかされても慌てず、料金や内容を確認し、納得できない場合は その場で契約しないようにしましょう。
- ●急を要するトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから 集めておいたり、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておいたりすることも よいでしょう。
- ●困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください (消費者ホットライン 188)。

点検のはずが・・・ 強引なシロアリ 駆除サービスの勧誘





- ●シロアリの点検と言って来訪した事業者に、高額な駆除契約をさせられた という相談が寄せられています。
- ●無料で点検させてほしいと訪問してくる事業者には対応しないようにしましょう。
- 契約を勧められてもその場ですぐに決めず、家族や近所の人など周囲の人にも相談しましょう。
- ●家族や周囲の人も、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、家の中に見慣れない封筒や契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。
- ●クーリング・オフができる場合もありますので、少しでも不安を感じたら、 お住まいの自治体の消費生活センター等へ早めにご相談ください (消費者ホットライン 188)。

事例1 ドライブレコーダーを取り付けたが、SDカードの不良でデータが録画されていなかった。

(70歳代 男性)

事例2 自動車を運転で 中、文字 (60歳代) 自動車差しを 中をする 中でではませる。 自動車差したで 中ででするでででする。 自動車差したでででする。 中ででするでする。 はずれでいる。 (60歳代)



ドライブレコーダーの映像は定期的に確認!



- ●相談事例では、事故やトラブルの時に確認した際、初めて映像が記録されていないことに気が付いたという例が多く見られました。
- ●データを記録する SD カードの異常により、映像が記録されていないケースがあります。 SD カードは定期的にフォーマット (初期化)する必要があります。 また、繰り返し使用し、劣化していく消耗品なので定期的に交換しましょう。
- ●取扱説明書をよく読んで、ドライブレコーダーに合った SD カードを使用し、本体に異常が生じていないかの確認も含め、 映像が正常に記録されていることを定期的に確認しましょう。

パソコンで**インターネット**を使用していたら、 突然大きな**警告音**が鳴り、画面に**ウイルス 感染の表示**が出た。驚いて表示されている **電話番号**に**連絡**すると、「ウイルスに感染

している。3年間の

サポート契約

が必要」と片言の日本語で言われ、約5万円を カード決済した。遠隔操作で何か作業されたが、 不審な気がしたので解約 したいとメールで連絡したが、返信がない。 (60歳代女性)



使用中に偽の警告表示! 慌てて事業者に連絡しないで



- ●警告画面が表示されても、慌てて事業者に連絡したり、セキュリティソフトや サポート等の契約をしたりしないようにしましょう。
- ●事例のような警告画面は偽の表示である可能性が高いと考えられています。 表示された警告画面が偽の表示と考えられる場合は画面を閉じましょう。
- ●「警告画面が偽かどうかの判断がつかない」「セキュリティソフト等を契約し インストールしてしまった」「警告画面が消えない」等の対処方法については、 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページを参考にしたり、情報 セキュリティ安心相談窓口に相談したりしましょう。
- ●解約しようとしても、手続きがスムーズに進まないケースも見られます。困ったときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

リビングで使用していた **延長コード**ガソファの **下敷き**となって

いたため、半断線となり発熱して出火した。

(当事者:

90歳代 女性)



出火することも! 電気コードの取扱いに注意

ひとこと助言

使い方に 気をつけて



- ●電気製品の電気コードが傷ついた状態で使用を続けると、 異常発熱や発火の原因となるおそれがあります。ふだんの何気 ない使い方が思わぬ火災につながることがありますので、注意 しましょう。
- ●電気コードが家具等の下敷きになっていないか、折れ曲がったり 挟まったりして傷ついていないかを確認しましょう。
- ●コードの部分を引っ張ると内部で断線するおそれがあります。 差し込みプラグをコンセントから抜くときは、コードでは なくプラグ本体を持って抜きましょう。
- ●電気コードを束ねたり、ねじれたりしたままの状態で使用しないようにしましょう。

大手電話会社の子会 社を名乗る事業者から、 「2020年以降アナログ

回線が廃止される。 今の

電話が使えなくなるので光回線に



©Kurosaki Gen

切り替えないか」と電話がきた。不審に思い断ったが、この会社の言っていることは本当なのか。(70歳代 女性)

固定電話が使えなくなる? IP網への移行に便乗した勧誘に注意

ひとこと 助言



- ●NTT 東日本と NTT 西日本(以下、NTT 東西)は 2024 年以降、固定電話の IP 網への移行に伴い電話会社内の設備の切り替えを予定しています。
- ●この設備切替に便乗し、固定電話や固定電話の番号が使えなくなる、 といった勧誘文句で営業をする業者に注意しましょう。
- ●IP 網への移行後も現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使うことができます。 設備切替に伴う手続きや工事も不要です。
- ●よく分からなければその場で返事はせず、家族や周囲の人に相談しましょう。
- ●不審に思ったら、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等 (消費者ホットライン 188)、もしくは NTT 東西の固定電話の IP 網への移 行に関する問い合わせ先へご相談ください。

NTT 東日本 0120-815-511

NTT 西日本 0120-190-022

【受付時間】午前9時から午後5時まで(12月29日から1月3日までを除く)

台風で屋根が破損し雨漏りしたので、 慌てて手元にあったチラシの事業者に 電話して来てもらった。応急処置として ブルーシートを掛けてもらい、屋根のふき

替え工事をしてもらうことになったが

約200万円と

高額だった。もっと安い 屋根材を使うよう お願いしたが、「これしか 扱っていない」と言われた。 雨漏りで困っていたこと もあり契約したが、やはり 高額なので解約したい。 (70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

慌てないで! 書後の住宅修理トラブル



- ●豪雨や台風など自然災害による被害で、住宅の修理 等が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積 もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約 しましょう。
- ●安心して依頼できる事業者について、日ごろから情報を 集めておくことも大切です。
- ●自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法などの様々 な相談が寄せられます。困ったときは、早めにお住まい の自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費 者ホットライン 188)。

パソコンを使っていたら、ポップアップでアンケートが表示された。「簡単なアンケートに答えると最新のスマートフォンが11万円のところ約100円で購入できる」と書かれていたので、アンケートに答え、住所、名前、



メールアドレス、**クレジットカード番号**を入力した。すぐにメールが2通届いたが、何らかのサイトに登録されたというようなことが書いてあった。(60歳代 男性)

最新スマホが100円?実は有料サービスの申し込みだった



- ●パソコンやスマートフォンの画面に、100円や1ドルといった安価で最新スマートフォン等が購入できるという表示がされ、クレジットカード情報を入力したところ、実際には別の有料サービスの申し込みになっていたという相談が寄せられています。
- ●手順途中には、よく見ると「キャンペーンに参加する権利」「有料サービスの契約」等と記載されています。個人情報を入力する前に内容をよく確認しましょう。
- ●安易に個人情報、特にクレジットカードの情報を入力してはいけません。意図 しない契約となってしまった場合は、すぐにカード会社に連絡しましょう。
- ●不審に思ったら、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等に ご相談ください(消費者ホットライン188)。

事例1 数年前、全ての歯をインプラント

にした。定期検診でレントゲン画像

を見た歯科医師に「薬を飲んでいるか」と 聞かれ、**骨粗しょう症の薬**を飲んでいる

ことを伝えると、大学病院に行くよう促された。

大学病院では、「あごの

骨が腐食し始めている」と

言われた。(80歳代 女性)

事例2 インプラント

治療後に**頭痛**がして、**あごが腫れ**痛んだ。他の医療機関でインプラント体の埋め方が浅いことが分かり、外して**やり直し**た。(70歳代 女性)



歯科インプラント治療十分理解してから受けましょう



- ●歯科インプラント治療は、歯が抜けたところのあごの骨に人工の歯の根(インプラント体)を埋め込み、その上に人工の歯を作るものです。
- ●治療に外科手術を伴うので、服用している薬や基礎疾患等によっては、注意を要する場合があります。治療を受ける場合には、自分でもしっかりと情報を収集し、歯科医師に治療方法や費用、リスク等の説明を求め、口腔内および全身の状況を確認した上で、本当に受けるかどうか慎重に判断しましょう。
- ●治療後不具合が生じ、手術を受けた医院でも対応されない場合、 速やかに歯科大学、大学の歯学部の付属病院、口腔外科専門医等 を受診しましょう。



銀行の業界団体 を名乗る男から、 「消費税増税の





社会保険料の一部が戻ることとなった。通帳とキャッシュカードの番号を教えてほしい。お宅は4万円戻る」と電話があった。(80歳代 男性)

消費税率引き上げに便乗した詐欺に注意

ひとこと助言

便乗詐欺に注意



- ●社会的に話題になっている出来事を悪用し、言葉巧みに近づく詐欺手口が 見られます。今後、消費税率の引き上げに便乗した手口の発生が予想され、 注意が必要です。
- ●金融機関や行政等が、消費税増税を理由に消費者個人に電話をかけて くることはありません。「お金が戻ってくる」等と言われても信用しては いけません。
- ●着信番号通知や録音機を活用し、知っている人以外の電話には直接出ないということもトラブルを避ける一つの方法です。
- ●不審な電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活 センター等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)。

自分は聴覚障がい者だが、同じ障がい者の知人から「体が元気になる」「糖尿病が治る」などと言われ健康食品を勧められた。マルチなので商品を

誰かに紹介するようにと



言われ、できないと伝えたが、「私が代わりに紹介する」と言われ、契約した。しかし、契約後に態度が変わり、「自分で紹介しろ」と言い出した。紹介する人もいないし、効果も感じられないので解約したい。(50歳代 男性)

マルチ取引の勧誘 障がい者同士のあいだにも



- ●友人や知人を勧誘して買い手を増やしていくマルチ取引の勧誘が障がい者 同士のつながりを利用して行われているケースが見受けられます。
- ●たとえ親しい人や仲間からの誘いでも、必要のない契約であれば勇気を持ってきっぱり断りましょう。
- ●家族や周囲の人も、いつもの様子と変わったところはないかなど、日ごろから気を配りましょう。
- ●クーリング・オフができる場合もあります。少しでも不安を感じたら、お住まいの 自治体の**消費生活センター**等へ早めにご相談ください。家族や周囲の方、民生 委員や介護関係の方でも相談することができます。

入院することも! 脚立・はしご からの転落に注意

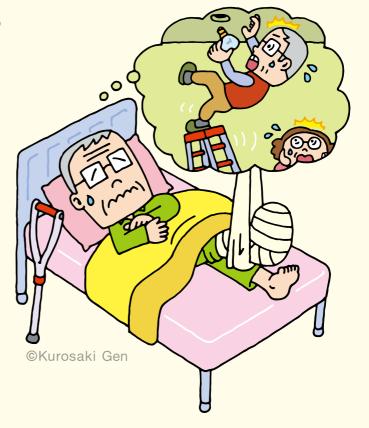
事例1 洗面所の電球を交換しようと

脚立に上った際に転落した。

右足を**骨折**し、**手術**をする

ことになった。(70歳代 男性)

事例2 庭の柿を採ろうと して、はしごに上がったとこ ろバランスを崩し、5 段目 あたりから転落した。その 後も痛みが続くので、近くの 医院を受診すると、骨盤や 大たい骨を骨折してあり、 大きな病院で入院すること になった。(80歳代 女性)





- ●脚立やはしごから転落や転倒して骨折してしまうと、それをきっかけに寝たきりになることもあります。また頭部等に重篤なけがを負い、後遺症が生じることもあるので注意が必要です。
- ●まだ大丈夫とは思わず、高所での作業は事業者等に依頼することも検討しましょう。加齢に伴い、誰でも身体・認知の機能が衰えてきます。無理をしないことが大切です。
- ●作業は一人きりでは行わず、用具も安定性の高いものを選び、 使い方について今一度確認しましょう。

事例1

初めてフリマアプリを利用し、新品と記載されていた時計を約2千5百円

で購入した。届いた時計は**ネジが回らない**し、 すぐに**遅れる**。売り手に**抗議**のメールを 送ったが、**回答がない**。(60歳代 男性)

事例2 フリマサイトに **ブランドのバッグ**

を出品した。買い手に商品を送付し代金を受け取ったが、「バッグは偽物だったので返金するように」と連絡があった。バッグは数年前に正規店で購入した本物だ。フリマサイトに相談したが、自分たちで解決するようにと言われてしまった。(60歳代女性)



フリマサービストラブルは個人間で解決?



- ●生前整理や終活の意識もあり、フリマサービスの利用が高齢者にも 広がっています。
- ●フリマサービスでの取引は、基本的に売主と買主との個人間の取引です。利用規約では、トラブルは当事者間で解決するように求められていることをよく理解しましょう。
- ●利用する際は、利用規約をよく読み、サービスの仕組みや禁止行為等 についても理解しておくことが大切です。
- ●当事者間で話し合っても、運営事業者に相談しても、交渉が進まない場合は、問題点の整理等を行うため、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう(消費者ホットライン 188)。

消費生活センター 一人で悩まず、 気軽に相談を

消費者トラブルの解決のためには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。消費生活センターがどのようなところかご紹介します。

Q1 どのような内容を相談できますか?

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの、消費生活に関する**消費者と事業者間のトラブル**について相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い(あっせん)をすることもあります。

Q2 事前に準備しておくとよい ものはありますか?

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが 起きた物の写真などを用意しておくと よいでしょう。

Q3 どこに電話をすれば よいですか?

局番なしの「**188**」におかけください。お近く の消費生活センター等につながります。

Q4 料金はかかりますか? また、秘密は守られますか?

相談は無料ですが、通話料金がかかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。

一人で小凶ます。 気軽に相談!! ©Kurosaki Gen

*寄せられた相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を 行ったうえで消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害 の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。

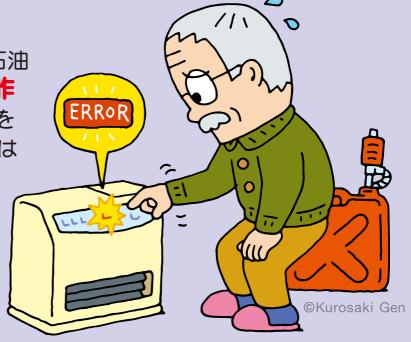
本文イラスト:黒崎 玄



見守り新鮮情報 第350号 (2019年10月23日) 発行:独立行政法人国民生活センター

事例1 新しく購入した石油ファンヒーターに、保管していた灯油を入れたところ、エラー表示が出た。メーカーからは、「灯油に水分が含まれておりエラー表示が出た。部品交換が必要」と言われた。(70歳代 男性)

事例2 先日購入した石油 ストーブに、**昨** シーズンの残りの灯油を 入れて火をつけた。その日は 点火できたが、二日後には つかなくなった。メーカー には、「灯油が古かった からではないか」と言わ れた。(60歳代 女性)



暖房器具に昨シーズンの灯油を使わないで

ひとこと 助言昨シーズンの

灯油を
使わないで

- ●灯油は、保管中に日光や熱により変質したり、水や異種の油などが混入したりして「不良灯油」になることがあります。 不良灯油を暖房器具に使用すると煙が出たり緊急消火ができなくなったりするなど、故障の原因になります。
- ●昨シーズンのものなど、変質の可能性がある灯油は使用しないでください。
- ●暖房器具を片付けるときは、取扱説明書に従って内部に灯油を残さないように処理してから保管することが大切です。
- ●灯油はそのシーズン中に使い切りましょう。



頼れる親族がいない中、知人から紹介され、身元保証サービスや死後の事務手続きを代行する事業者とサポート契約をした。 「明日どうなるか分からない。一刻も早く

預託金100万円を支払う

ように」と事業者から

急がされているが、

契約内容の 詳細な**説明を 受けていない**。 どうしたらよいか。 (60歳代 女性)



高齢者サポートサービス契約前に十分な検討を



- ●身元保証や日常生活の支援、死後事務等を行う高齢者サポートサービスは、事業者によって提供されるサービスの内容や料金体系が様々です。契約をする際は、自分がどのようなサービスを望んでいるのかを明確にし、事業者にしっかりと伝えることが大切です。
- ●契約内容や料金体系などをよく確認し、理解できなければその場で 判断せず、周囲の人に相談するなどして、十分に検討しましょう。
- ●自治体が高齢者支援のサービスを実施している場合もあります。お住まいの地域で提供されているサービスについても調べてみましょう。
- ●困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談 ください(消費者ホットライン 188)。

事例1 仏壇のりんごを取ろうとしたら、 ろうそくの火が右袖に燃え移った。

すぐに上着を脱いだが火が消えず、背中のほうまで燃え広がった。**上半身にやけど**を 負い入院となった。(80歳代 女性)

事例2 湯を沸かそう とコンロに鍋を

かけたら、隣のコンロの 火がベストに着火し 炎が上がった。妻がすぐ 気づきタオルで火を 消したが、溶けた繊維で 妻が指にやけどをした。

(被害者:70歳代 女性)



衣服に火がつく! 着衣着火に注意



- ●ろうそくやコンロの火が衣服に燃え移ると大変危険です。身近な火気の取り扱いには十分に注意し、火に近づきすぎないよう気をつけてください。仏壇やコンロ等の奥のものを取るときは、必ず火を消してから行いましょう。
- ●袖や裾が広がっているデザインの衣類やスカーフ、ストール などは、火を使う際は身に着けないようにしましょう。
- ●もし衣服に火が着いてしまったら、脱ぐ、たたく、水をかけるなどしてすぐに消火しましょう。

叔母が、「通帳に3千円しか残っておらず生活費が無くなった」と私の母に相談してきた。母と一緒に叔母の家に行くと、化粧品が山のようにあった。書類等を調べると、長期間に渡って契約していたようで、約5百万円も支払っていた。叔母に



よると、担当から 「こちらが質問 すること全てに 『ハイ』とだっとだっ 言うように」と **強要**いたという。 (当事者: 80歳代 女性)

深刻な高齢者の消費者被害見分りで防止しましょう



- ●高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入させられていたという相談が 寄せられています。周囲の人が気付いたときには高額の支払い後だったと いうケースも見られます。
- ●このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に 気をつけることが大切です。離れて暮らしている場合は、なるべく頻繁に連絡を 取っておき、帰省の際などには不審な書面や、大量の商品、困っている様子等 がないか確認するようにしましょう。
- ●少しでも気になることがあれば、本人から詳しく話を聞き、早めにお住まいの 自治体の**消費生活センター**等に相談しましょう(消費者ホットライン 188)。 家族や周囲の方も相談できます。

まつ毛美容液 目の痛みや 契約トラブルも

ネット通販で、**まつ毛美容液**を 購入した。1回目はお試し



価格で安かった。使いと目の目りが腫れてきたををしまるとうでは、アレルギーというで解的の連絡である。2回目のの連絡の連絡とので解的の連絡と通常価格とので解的の連絡と通常価格とので解析した。(60歳代女性)



見守るくん

- ●「まつ毛美容液」を使用して、まぶたなど、肌に赤み、かゆみ、 痛み、腫れなどの異常や、目に痛みや違和感があらわれたとき には、すぐに使用を中止し、症状によっては皮膚科や眼科を 受診しましょう。その際、商品を持参するとよいでしょう。
- ●ネット通販の場合、1回だけのつもりで購入したものの定期 購入となっていて、トラブルが生じているケースも多くあり ます。購入の条件等詳細をよく確認することが大切です。
- ●困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター** 等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

家電量販店で 力ードが使われた!? 不審な電話に注意

家電量販店を名乗り、「あなたのキャッシュカードが使われている」と電話があった。その後、預金保険機構というところから電話があり、カードの暗証番号を伝えた。するとさらに警察からも電話で、「犯人を捕ま

えた。利用停止にするので、 預金保険機構の人が カードを取りに行く」と 言われ、受け取りに来た 預金保険機構の職員を 名乗る人にキャッシュ を渡したら 確認したら 50万円引き出されて いた。(80歳代女性)





- ●家電量販店や百貨店などが、直接顧客に対して「店頭であなたのカードが別の人に使われている」などと電話をすることはありません。このような電話があったらすぐに切りましょう。
- ●警察や公的機関、金融機関の職員等が、電話で暗証番号を聞くことや、 カードを預かりに行くことはありません。絶対に他人にキャッシュカード 等を渡したり、暗証番号を教えたりしないようにしましょう。
- ●少しでも怪しいと思ったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの 自治体の消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン 188)。

ネット通販で靴を購入した。 サイズが小さかったので交換を 希望したが、合うサイズがなく、

「返品はできない」



と言われた。 注文前に、「返品 できない」との 表示は目に 入らなかった。 クーリング・ オフできない のか。

(80歳代 男性)

えっ! 通信販売 クーリング・オフできないの?



- ●通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品について は事業者が決めた特約(返品特約)に従うことになります。
- ●「返品特約」が定められていない場合、商品を受け取った日を 含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品でき ます。
- ●通信販売で、商品等を購入する際は、事前に返品の可否や 返品・交換が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。
- ●よく分からない場合は、早めにお住まいの自治体の**消費生活** センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

スチームクリーナーでやけど

取り扱いに気をつけましょう

スチームクリーナー

を使った

後、収納する際に本体と

ホースの間から

出かけや冷痛の行がを があるでもいれていた。 がをいたのがのでのでのた。

(60 歳代 女性)



ひとこと助言

注意が必要!



- ●スチームクリーナーによるやけど等の事故が報告されています。スチーム クリーナーは、高温の蒸気を発生する製品のため、製品自体にも熱く なる部分があるので、取扱いには注意が必要です。
- ●運転停止後もしばらくは製品が高温になるほか、内部に高温・高圧 の蒸気が残っている場合もあります。給水や収納は製品が冷えてから 慎重に行いましょう。
- ●装着部からスチームが噴き出すなどして、事故につながる恐れがあります。取扱説明書をよく読み、部品を正しく装着し、ゴム手袋等の保護具を着用して使用しましょう。
- ●購入する際は、安全機能が付いた製品やSマーク(電気製品認証協議会が推奨する電気製品に関する安全基準に適合していることを示すマーク)付き製品等も参考に選ぶのもよいでしょう。

インターネット通販で、「初回300円、〇日間**解約保証**」と表示されたダイエットサプリメントを注文した。効果を感じられなかったので、解約保証期間内に**解約を申し出る**と、「4カ月以上の定期購入が条件の契約と

なっているので、解約には

4カ月後に連絡が必要」

と言われた。「〇日間解約保証のはずだ」と 言うと、「その場合は通常価格1万5千円の支払いが必要」との 回答だった。そのような 規約はページのかなり 下部まで見ない 分からなかった。

(60歳代 男性)



「解約保証」のはずが… 定期購入トラブルに注意



- ●商品を注文する際には、目立つように表示されている「初回 300 円」 「初回実質 0 円(送料のみ)」といった価格等だけでなく、定期購入が 条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことに なる総額等、契約内容をよく確認しましょう。
- ●継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の○日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要がある等、条件が定められているケースがみられます。解約・返品の可否や条件をしっかり確認しましょう。
- ●困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談 ください(消費者ホットライン 188)。

事例1 火災警報器から「火事です」と

の異常音が作動してびっくりした。

引きひもを引っ張ると音は止まった。タバコ

は吸わないし、煙も出ていなかった。

事例2 早朝、急に自宅の 火災警報器が 鳴り出した。火の気 はなく大丈夫だったが、 あまりに大きな音で 困った。また鳴ったらどう すればよいか。

(70歳代 女性)



住宅用火災警報器の寿命は10年が目安です



- ●住宅用火災警報器(以下、警報器)は、火災をいち早く察知するためとても有用ですが、故障や電池切れ等により正常に作動していない場合もあります。 いざというときに備え、警報器を定期的に点検することが大切です。
- ●警報器の寿命は 10 年が目安とされています。本体に記載されている製造 年等を確認し、寿命を経過したものは交換しましょう。
- ●高所の警報器を点検・交換する際は、転倒・転落に十分注意しましょう。 不安な場合は無理をせず、周囲の人などに依頼することも検討しましょう。
- ●警報器の点検方法や、鳴ってしまったときの止め方等については、取扱 説明書やメーカーのホームページ等で確認しておきましょう。

事例1 突然自宅を**訪問**してきた業者から、 「新型コロナウイルス流行拡大の

影響で金の相場が上がることは**間違いない**。 すぐに**金を買う権利**を申し込んだほうがいい」と**勧誘**された。(80歳代 男性)

新型コロナウイルス 正確な情報をもとに 治静な対応を

事例2 業者から「新型コロナウイルスの感染を防ぐために、行政からの委託で消毒に回っている」と電話があった。翌日も同じ業者から電話があり「新型コロナウイルス感染防止の資料を持参したいと言われた。(80歳代女性)



ひとこと助言

●新型コロナウイルスに便乗した 消費者トラブルの相談が寄せられています。



- ●行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問、心当たりのない 送信元からの怪しいメール・SMS など、怪しい・おかしいと思うものには反応 しないようにしましょう。
- ●少しでもおかしいと感じた場合や、トラブルに遭った場合は、早めにお住まいの 自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。
- ●今後、新たな手口が現れる可能性があります。国民生活センターでは新型コロナウイルスに関連した情報発信を行っています(「国民生活センター コロナ」等で検索)。根拠のないうわさなどに混乱せずに、正確な情報に基づいて冷静に対応することが大切です。

知人に「呉服店に行けば何かもらえる」と 誘われ、出向いたところ、6人くらいの 店員に囲まれて反物を体に合わせ られた。着物はほとんど着ないので断った が、「セットで買うと20万円値引きする」と 言われた。さらに断ると別室に案内

され、「お金が無い」と言っても、

「ローンを組める」などと



(70 歳代 女性)

安易な気持ちで行かないで着物の強引な勧誘に注意



- ●親しい人からの誘いでも、行った先で強引な勧誘を受けることがあります。安易な気持ちで行くのは要注意です。
- ●「お金が支払えない」と断ると、借金や分割クレジット払いを持ちかけられ、断る理由を封じられてしまうことがあります。望まない契約ならば、「いりません」「やめます」とだけ伝え、きっぱりと断りましょう。
- ●それでも契約してしまった場合やトラブルに遭ってしまったときは、 早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください (消費者ホットライン 188)。